

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に ～変わることに、気をつけたいこと～

民法が改正され、令和4年4月から、今まで20歳だった成年年齢が18歳に引き下げられます。

4月以降は法律上は大人として、一人でもできることも増える一方で、

それに伴う責任も発生し、注意が必要な機会も増えます。

また、成年年齢が引き下げられても、20歳にならないとできないこともあります。

できるようになること

- ① クレジットカードが持てる
- ② ローンを組んだり、借金ができる
- ③ 性別変更の申し立てができる
- ④ 民事訴訟を起こせる
- ⑤ 税理士や公認会計士の資格が取れる
- ⑥ 10年有効のパスポートが取れる

よく考えて行動しましょう

- | | |
|--|--|
| <p>① クレジットカード</p> <p>クレジットカードはキャッシュレス決済の手段の一つで、とても便利な反面、使いすぎてしまう恐れも。仕組みを理解して、慎重に利用しましょう。</p> | <p>② ローン・借金</p> <p>銀行や消費者金融からお金を借りることができます。無人契約機などで簡単に借りることができ一方で、無計画に、次々と借金を重ねると多重債務に陥る恐れがあります。</p> |
|--|--|

⚠️ 18歳になってもできないことの例 ①お酒を飲む ②タバコを吸う ③競馬などのギャンブルをする

買い物など、さまざまな契約も一人できるようになります！

でも、注意が必要なことも…

一人できるようになることは良いことだと思うけど、どうして注意が必要なのかな？

未成年者は、社会人としての知識や経験が浅いため、法律で保護する制度があり、親権者などの同意のない契約は取り消すことができますけど、18歳になるとできなくなるよ。

契約する時は慎重さが必要だね！



だから契約トラブルに注意が必要！



注意したい！こんな契約トラブル

- | ケース1 | ケース2 | ケース3 |
|--|--|---|
| 先輩から「簡単に儲かる」 ^{もう} 「10万円を払えば100万円になって戻ってくる投資がある」と言われ借金をして契約したが儲からなかった。 | SNSの広告を見て、お試し300円のダイエットサプリを注文したら2回目の商品が届き、定期購入になっていたことが分かった。 | 広告で見たエステサロンの脱毛コースを受けようと思い、お店に行くとより効果の出る高額コースを勧められ、ローンも組めると言われて契約したが、効果は出なかった。 |

大事なポイント！

一人で悩まないで、家族や親しい人、消費生活センターに相談しましょう。「契約トラブル？」と思ったら早めに相談を！